

長 期

群 広 第 1 1 4 号

平成 1 9 年 5 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

群馬県警察シンボルマーク及びシンボalmasコットの活用について（通達）
群馬県警察シンボルマーク及びシンボalmasコット「上州くん」「みやまちゃん」
について、次の事項に留意して積極的かつ効果的な活用を図られたい。

記

1 制定概要

(1) シンボルマーク及びシンボalmasコット「上州くん」

ア 制定日

平成 1 2 年 1 月 1 日

イ 制定趣旨

- a 群馬県警察内部の理念（群馬県警察の存在、姿勢、方針等）を確立するため
- b 組織内部の意思統一を図り、全職員がこの理念についての共通の理解、役割等の認識の保持を図るため
- c 「強く・やさしく・親切に」を直接的に表現し、県民に「親しみやすく、頼りになる、やさしい群馬県警察」をアピールするため

(2) シンボalmasコット「みやまちゃん」

ア 制定日

平成 1 3 年 4 月 1 日

イ 制定趣旨

警察改革で示された「国民のための警察」の確立の一環、「上州くん」の業務負担過多及び男女共同参画理念の推進をするため

2 デザイン等

(1) シンボルマーク

別添 1 のとおり

(2) シンボalmasコット「上州くん」「みやまちゃん」

別添 2 のとおり

3 活用要領

各所属の業務において、上記1の趣旨に添った活動を行う場合は、次の事項に留意して、積極的な活用を図ること。

なお、本通達をもって、平成11年12月13日付け群務第652号通達、平成13年3月19日付け群務第148号通達及び平成14年12月12日付け群務第504号通達については、廃止する。

- (1) 彩色は、原則として定められた色を使用すること
- (2) 「上州くん」「みやまちゃん」は、原則として制服姿であるが、活用内容により、その他の服装、ポーズ等に変更することができる。
- (3) 活用範囲は、原則として警察活動に限定するが、警察活動と趣旨を同じくする関連団体の活動においても、使用することができる。
- (4) (1)から(3)までにおいて、原則と異なる活用を行う場合は、事前に警務部広報広聴課長と協議すること。

※ 別添省略